

# 石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第18号)

## 目 次

人事委員会		○労働安全衛生規則等に基づく報告等に関する規程の一部改正	2
○石川県職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則	1		
○石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1		

## 人 事 委 員 会

石川県職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第一号

石川県職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員団体の登録に関する規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「あつた」を「あつた」に改める。

別記様式第一号中「国」を削り、同様式(注)1を削り、同様式(注)2中「なつた」を「なつた」に改め、同様式(注)2を1とし、3を2とする。

別記様式第二号中「従つて」を「従つて」に改め、「国」を削り、同様式(別紙その一及び別紙その二を除く)(注)を削り、同様式別紙その一中「あつては」を「あつては」に改め、同様式別紙その二(注)中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に改め、同様式別紙その二(注)4中「行つた」を「行つた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式別紙その二(注)4中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に改める。

別記様式第三号(その一)(注)以外の部分中「むつて」を「むつて」に改め、「国」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) 申請書を提出する職員団体が県内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体である場合以外の場合、この様式による。

別記様式第三号(その二)中「むつて」を「むつて」に改め、「国」を削り、同様式(注)2を削り、同様式(注)1を同様式(注)とする。

別記様式第四号中「国」を削り、同様式(注)1を削り、同様式(注)2を同様式(注)とする。

別記様式第五号中「国」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

別記様式第六号中「国」を削り、「むつて」を「むつて」に改め、同様式(注)を削る。

別記様式第七号中「国」を削り、同様式(注)を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第二号

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「次項において」を「以下」に、「十四・六」を「十四・五五」に改める。

附則第四項を削る。

附則第三項中「対する前項」を「対する附則第二項」に、「用いて前項」を「用いて同項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定の適用については、給与条例その他の給与に関する条例(これに基づく人事委員会規則その他の規程を含む。次項において同じ。)の改正により年間報酬額が増減することとなる場合は、その都度、前項の規定による加算額を算定するものとする。

4 附則第二項の規定の適用を受ける職員について、施行日以後に給与条例その他の給与に関する条例の改正により年間報酬額が減少することとなる場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に任命権者が定める数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

#### 石川県人事委員会告示第1号

労働安全衛生規則等に基づく報告等に関する規程(昭和47年石川県人事委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 人 事 委 員 会

別記様式第2号中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項第3号」に改める。

別記様式第3号中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項第3号」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第3号の2中「㊦」を削り、同様式備考中11を削り、12を11とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。